

道路特定財源確保緊急対策本部 設置要綱

H20.1.21

1 趣 旨 道路特定財源は、地方自治体にとっても貴重な財源であり、これを安定的かつ確実に確保するためには、現行の税体系を維持することが必要不可欠である。

仮に、今通常国会に提出される暫定税率を維持する法案審議が長引き、年度末までに成立しない事態となった場合には、暫定税率に係る税収に穴が空くことから、道路の維持・管理や建設が困難となることはもちろん、福祉や教育などの住民サービスが極端に低下することが懸念される。

そこで、各都道府県が、道路特定財源の暫定税率維持に係る関係法案の年度内成立の重要性について、政治関係者及び住民に対し働きかけを行い、理解を求めることを目的として、ここに緊急対策本部を設置するものである。

2 構 成

本部長	大分県知事	広瀬勝貞
副本部長	青森県知事	三村申吾
"	茨城県知事	橋本昌
"	長野県知事	村井仁
"	岐阜県知事	古田肇
"	滋賀県知事	嘉田由紀子
"	京都府知事	山田啓二
"	和歌山県知事	仁坂吉伸
"	島根県知事	溝口善兵衛
"	山口県知事	二井関成
"	香川県知事	真鍋武紀
"	佐賀県知事	古川康
"	宮崎県知事	東国原英夫
本部員	その他の各都道府県知事	

3 活動内容 それぞれの地域で、選出国會議員及び都道府県議會議員等に対し、道路特定財源にかかる暫定税率の廃止等によって、地方がいかに深刻な打撃を受けることとなるかを訴えていく。

道路特定財源の維持に関する実情について、各都道府県民にわかりやすく理解してもらうための働きかけを積極的に実施する。

各都道府県において、マスメディアをはじめとする媒体を通じての広報活動を実施する。

その他